

# 所得税の確定申告

## 確定申告が必要な人

出張会場では①～④の簡易な相談と受け付けのみとなります。⑤～⑧に該当する人は津センターパレス地下1階会場で相談してください。

- ①平成22年中に支払いを受ける給与等の収入金額の合計額が2,000万円を超える人
- ②1カ所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③2カ所以上から給与等の支払いを受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える人
- ④営業等、農業、不動産、配当など給与所得以外の所得があった人で、昨年1年間の所得金額の合計額が所得控除（社会保険料控除・扶養控除等）の合計額を超える人
- ⑤青色申告や損失申告をする人
- ⑥譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得などの所得がある人
- ⑦初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ⑧亡くなった人の申告をする人

※営業等、農業、不動産の所得を申告する場合、ご自身で収支内訳書を作成し、申告書に添付してください。

※上場株式等譲渡所得、上場株式等に係る配当所得の確定申告により、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に影響する場合があります。

## インターネットに接続できる パソコンがある人は

### 確定申告書を自宅で作成

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>にある「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が自宅で簡単に作成できます。作成した申告書に必要な証明書などを添付して、津税務署へ郵送または持参してください。

### 確定申告を電子申告で

e-Taxにより電子申告ができます。利用に当たっては事前準備が必要ですので、詳しくはe-Taxホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。なお、e-Taxに必要な電子証明書の有効期限は3年です。失効すると電子申告ができなくなりますのでご注意ください。

# 市民税・県民税の申告

昨年の申告に基づき、申告が必要と思われる人には2月上旬に申告書を発送します。申告書が届かなくても、申告が必要な人は申告してください。

## 申告が必要な人

平成23年1月1日現在、市内に住所があり、平成22年中（平成22年1月～12月）に均等割課税基準を超える所得がある人で、次に該当する人

- 営業等、農業、不動産などの所得があった人
- 給与所得者で、給与以外の所得があった人、もしくは源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある人（所得税が源泉徴収されている場合は確定申告が必要です）
- 所得がない人で、所得証明書等の交付を受ける人

## 申告の必要がない人

- 税務署へ確定申告をする人
- 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- 公的年金収入のみの人で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がない人

## 市民税・県民税申告に必要なもの

- 給与・公的年金の源泉徴収票（金額に関係なくすべて必要です）
- 営業等・農業・不動産などの収支内訳書（ご自身で作成しておいてください）
- 各種保険料の控除証明書（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、生命保険・個人年金・地震保険・旧長期損害保険料）
- 国民年金納付保険料証明書・任意継続保険料領収証など
- 平成22年中の医療費領収書（領収印のあるもの）  
※医療費控除を受ける場合は、平成22年中に支払った領収書の添付もしくは提示が必要です。必ず事前に集計を済ませておいてください。
- 印鑑（認印）

## ！申告をしないと

平成22年中の所得の確定ができないため、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。また、保育園の入園、市および県営住宅の入居手続きに必要な所得関係の証明書が発行できません。必ず申告しましょう。